

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成26年第11回定例会)

- 1 期 日 平成26年11月19日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後1時00分  
閉会時刻 午後2時45分
- 2 出席委員
- |       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 委 員 長 | 原 田 | 孝   |
| 委 員   | 貞 廣 | 齋 子 |
| 委 員   | 梓 澤 | キヨ子 |
| 委 員   | 古 本 | 敬 明 |
| 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長        | 辻   | 利 信 |
| 生涯学習部長        | 広 瀬 | 宏 幸 |
| 学校教育部参事       | 市 瀬 | 秀 光 |
| 学校教育部参事       | 早 瀬 | 登美雄 |
| 生涯学習部参事       | 結 城 | 修 一 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 |
| 学校教育部次長       | 田久保 | 正 彦 |
| 生涯学習部次長       | 櫻 井 | 健 之 |
| 学校教育部副参事      | 小 熊 | 隆   |
| 学校教育部副参事      | 井 澤 | 修 美 |
| 学校教育部副参事      | 鈴 木 | 博   |
| 教育総務課長        | 小野寺 | 良 夫 |
| 指導課長          | 小 宮 | 健   |
| 総合教育センター所長    | 山 下 | 良 之 |
| 社会教育課長        | 上 野 | 久   |
| 生涯スポーツ課長      | 片 岡 | 利 江 |
| 青少年課長         | 浅野目 | 俊 紀 |
| 青少年センター所長     | 佐久間 | 繁 美 |
| 大久保図書館長       | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹       | 藤 木 | 義 久 |
| 学校教育部主幹       | 島 本 | 博 幸 |
| 学校教育部主幹       | 妹 川 | 智 子 |
| 学校教育部主幹       | 竹 田 | 佳 司 |
| 学校教育部主幹       | 小 平 | 修   |
| 学校教育部主幹       | 小 澤 | 由 香 |
| 生涯学習部主幹       | 佐久間 | 心 之 |

#### 4 会議内容

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第11回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第61号、協議第1号、協議第2号及び報告事項(1)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

協議第1号及び第2号の非公開部分の会議録については、議案が市長から議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成26年第10回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

#### 議案第62号 平成26年度末及び平成27年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

小熊学校教育部副参事

平成26年度末及び平成27年度における、習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針は、基本的には、千葉県教育委員会の異動方針に基づくものであり、これをもとに、本市教育の振興を図り、教職員組織の充実を期するため、本市教育委員会としての異動方針を定めようとするものである。小学校及び中学校の県費負担教職員の年齢構成について、習志野市立小学校及び中学校の県費負担教職員は、M字型の年齢構成となっており、若年層とベテラン層の二極化が顕著になっている。このことから、若年層の指導力の向上及び、ベテラン層のモラルアップが、本市教育の大きな課題となっている。

次に、本市教職員の人事構成について主なところを説明する。管理職については、女性管理職が約15%であり、葛南教育事務所のかかげる目標値をほぼ達成している。平成26年度の新規採用教職員数については、小中学校で39名であり、今後も同様の傾向が予想される。臨時的任用講師については、10月1日現在、全教職員の11%となっている。再任用については、小中学校で30名おり、勤務については短時間とフルタイムに分かれている。

次に、本市人事異動方針については、千葉県教育委員会の平成26年度及び平成27年度公立学校職員人事異動方針及び実施細目に準じて行われる。県の方針にもあるよう、再任用の配置においては、意欲と能力のある人材の活用を明記した。

その他、前年度と内容的に大きく変わる点はない。各学校組織の活性化を図る観点から、永年勤続者である新規採用5年目及び同一校7年目、同一市10年の教職員については、

管内・管外交流人事を含め、積極的な配置換えを千葉県教育委員会に内申していきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

40歳～44歳の教員が少ないのはなぜか、と質問

小熊学校教育部副参事

その年代の教職員が採用されたころ、児童数や学級数の伸びが少なかったことから、教員の採用も少なかったためである。現在は、少人数学級の採用や児童数の増加に伴う学級数増加のため、採用が再び増えている。また、退職者の増加に伴い、若手教員が増えているという現状もある、と回答

古本委員

40代の教員不足を人事異動によって解消することは可能か、と質問

小熊副参事

その年齢層を埋めることが難しいというのが現状である。そのため、若手教員を含め、力量の向上を進めていかなければならないという課題がある、と回答

原田委員長

高校でも全県的に採用が少なかった。そのために中学校と高校との間で人事交流をすることになったという背景もある。全県的に全校種において、当時は教員の採用が少なかった、と発言

貞廣委員

谷津小学校の大規模化に向けて、平成26年度及び27年度にというわけではないが、社会的実験として将来的にミドルリーダーを配置していただき、力量のある校長を配置していただけるよう、教育委員会としては県に働きかけていってほしい。大規模校が円滑に運営されていくよう進めてほしい、と要望

小熊学校教育部副参事

全市的なバランスの中で、人事配置は行われるが、ご指摘の点については、十分に検討・研究していきたいと考えている、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第62号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第63号 平成26年度末及び平成27年度習志野市立幼稚園及び子ども園教職員人事異動方針の制定について** (学校教育課)

小平学校教育部主幹

本議案は、平成26年度末及び平成27年度における習志野市立幼稚園及び子ども園の

適正な運営と組織の活性化を図るため、教職員の人事異動についての方針を定めようとするものである。

第一に、一般方針として、基本的事項について記載した。適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努めることに関し、幼稚園及びこども園の教員の年齢構成として、正規職員66人中、20歳台が21.6%、30歳台が34.8%、40歳台が21.2%、50歳台が22.7%であり、30歳台が若干多いが、ほぼ均等になっている。また、私立幼稚園の職歴を含めた経験年数としては、10年未満が48.5%で約半数を占めているが、20年未満、30年未満及び40年未満は15～19%とほぼ均等である。年齢的にはバランスが取れている一方で、経験年数では10年未満の教員が約半数を占めているという状況である。このような状況を踏まえ、技術の継承のためにもバランスの良い人事配置をしていきたいと考えている。次に管理職の登用に関し、併設の園長を除く園長は、10園全て50歳台後半である。一方教頭は、50歳台5人、40歳台9人であり、男性や40歳台前半のものもあり、様々である。今後も積極的な登用に努めたいと考えている。ただし、能力や適性などから総合的に判断していきたいと考えている。次に人事交流に関し、本年、3つ目のこども園が開園し、幼保で一元化された保育内容の充実を人的側面においても図るため、人事交流を積極的に進めていく。平成13年4月より幼稚園と保育所との人事交流を進めているが、平成24年度には8名、平成25年度には3名、平成26年度には11名の延べ22名が人事交流を行った。そのうち、延べ9人が管理職である。

第二に、具体的な方針として、実施事項を規定している。配置換えの基準に関し、同一の幼稚園及びこども園に5年以上勤務するものは原則的に配置換えを行い、同一の幼稚園及びこども園での勤務年数が2年未満の者は原則的に配置換えを行わない。園長の具申及び個人の希望をできるだけ尊重した中で、全市的視野に立って十分検討していきたいと考えている。

最後に、代替教員に関し、育児休業者、療養休暇者を含め、現在は臨時的任用職員を雇用して配置しているため、欠員はない。しかしながら、今後も年度途中に休暇に入る職員がいることが想定されることから、臨時的任用職員が必要となると考えられるため、臨時的任用職員についても適正な人材確保ができるよう、人事配置をしていきたいと考えている、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第63号は全員賛成で原案どおり可決された。

### 協議第3号 谷津南小学校へのバス通学の導入について

(教育総務課)

島本学校教育部主幹

前回定例会の、バス通学の導入に向けた基本的考え方についての協議に引き続き、今回は平成27年度導入時の考え方について、協議をさせていただくものである。1点目として、車両形態は路線バス型とする。その理由としては、児童数が段階的に増えていく推計であることがある。奏の杜から谷津南小学校までの乗車所要時間は5分程度となっている。2点目として、運行形態は一般乗合バスを活用し、運賃を助成する。その理由としては、既存バス路線を活用した場合、登下校時間帯の発着時刻が網羅されており、学校運営に対応出来る汎用性があること、また、登校時間帯に現在走行中のバス車内に相当程度の余

裕が見られること、公共交通機関の活用により環境負荷の低減が図れることである。路線バスを活用した方式で、今後の児童数推移を見た中で弾力的に対応していくこととしようと考えている。

なお、教育委員会としては、バス通学を導入するに当たり、安全・安心への配慮をしなければならない。そこで安全・安心への対応としては、1点目に一斉下校への対応について、給食のない日があるので、そのような日には車両借上げによる委託バスを必要に応じて運行させることを考えている。2点目に停留所及び車内の対応について、バス通学児童の乗降場所での一般通行人との誘導整理やバス乗車中における一般乗客との車内整理及び乗車中の児童の見守りを主目的とする人員を平成27年度には4人程度は配置したいと考えている。

現在運行されている路線バスの経路としては、JR津田沼駅から谷津干潟までを往復する便が6時台から23時台まで運行されており、6時台から8時台までと17時台から23時台までが奏の杜3丁目バス停を経由する路線、9時台から16時台までが奏の杜フォルテバス停を経由する路線となる。乗降場所について、バス停はあるが屋根がないなどの課題はあると考えている。また、登校時間帯のバス乗車状況調査を11月11日（火）から15日（土）までと17日（月）に実施したところ、JR津田沼駅からの乗車人数は各時間帯1～2人程度で、一般乗客はほとんどない状況であった。

乗合バスを活用したバス通学の導入にあたっては、停留所が谷津南小学校を通学指定校とした街区付近にないことから、この街区付近と谷津南小学校を結ぶ路線の必要性など、導入時の一般乗合バスを活用した通学には、更なる配慮が必要であると考えている。

参考試算額としての平成27年度経費について、委託方式の場合は、バス借上げ料と乗降車時及び車内安全誘導員に要す経費で2千100万円強であり、路線バス活用の場合は、通学児童運賃助成、一斉下校対応バス借上げ、乗降車時及び車内安全誘導員、誘導員の路線バス乗車運賃費用で1千200万円強である。これはあくまでも試算であり、精査する必要がある。

今後、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の免許所有事業者からの本市バス通学の導入に関し、参画意向のある事業者を募り、ヒアリングを実施するなど、最終的な本市におけるバス通学の導入方針を決定していきたい、と概要を説明

梓澤委員

手法として、バス通学ばかりが注目されているが、高学年は徒歩通学も可能な距離であるので、バスを利用しない通学ケースについても検討しているのか、と質問

島本学校教育部主幹

今回のバス通学の導入について、谷津小学校の過大規模校化を少なからず緩和するために考えているものであり、特に踏み切りや国道もあるため、バス通学を原則として考えている、と回答

古本委員

徒歩通学を禁止すると、バス通学の子どもたちが近所の谷津小学校に通う子どもたちとも徒歩通学の谷津南小学校に通う子どもたちとも放課後に遊ぶことができなくなってしまう、浮いた存在となってしまうのか。徒歩での通学も可能としてはいかがか、と質問

島本学校教育部主幹

徒歩通学を禁止するというだけでなく、通学手段としてバスを利用してもらおうということである、と回答

古本委員

子どもたちが一旦帰宅した後、バスで谷津南小学校付近に遊びに行くということもできるのか、と質問

島本学校教育部主幹

そのようなケースについても想定した上での路線バスの活用である。放課後等は保護者の了解の上で、バスを利用するというについては制約は設けない方向で考えている、と回答

貞廣委員

3点質問したい。まず1点目に、参画意向を募るとのことだが、事業者からの提案見込みはあるのか。2点目に、平成27年度には80人程度の子供が利用すると見込まれていると思うが、80人程度の子どもたちが一気にバス停でバスを待つことができるのか。またバス停の整備というのも重要になるのではないか。3点目に、安全誘導員の配置について、登下校時間を考えると、1日あたりどのくらいの時間を見込んでいるのか、と質問

島本学校教育部主幹

まず1点目について、参画意向を募るかについてはまだ流動的だが、路線バス型では、既設の路線バス事業者や、路線はないがJR津田沼駅発着の路線を持つ事業者から、貸切型の借上げ方式でも事業提案があるのではないかと見込んでいる。

2点目のバス停の整備については道路管理者が整備することになるが、参画意向を募り、ヒアリング等で確認していきたいと考えている。また、利用児童数が最大となる時期に向けては、別途整備していくことも必要であると考えている。

3点目の人員の配置について、登校時間帯については6時台から7時台、下校時間帯については低学年の下校の始まる14時台から、放課後児童会の子どもたちが利用する19時までをカバーできるように1日あたり9時間と考えている、と回答

貞廣委員

徒歩でもという意見もあったが、通学においては学校管理下であることを考えると、通学の手段はバスに一本化していただきたい。

また、長時間、通学バスに乗って登下校するような地域の学校では、バス車内で音声教材を流すなどの工夫がされている。5分の乗車時間では、同じことをすることはできないと思うが、子どもたちへの対応方法についてなど、ドライバーの研修の有無も、事業者の選定の参考にしていただきたい、と要望

島本学校教育部主幹

一般乗合バスを活用するため、ドライバーの研修はできないと思うが、車内アナウンス等、工夫できるところがあれば、正式に決定した事業者と協議していくことはできるのではないか、と回答

植松教育長

教育委員会でも検討し、市長部局とも検討を重ね、1つの方向が見えてきたところである。このような中で、バス通学は本市では初めて行うことであるから、何かが起こってしまわないよう、とにかく安全を最優先にして、様々な意見を聴きながら、しっかりと対応していきたい。また、バス通学利用児童数が最大になるのは数年後なので、これからも様々な課題が見えてくると思うが、その都度検討しながら対応していきたい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第3号は終了した。

協議第4号 次回教育委員会の期日について協議し、平成26年12月24日（水）午後3時に決定された。

## 報告事項（2）「平成26年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」の概要について （教育総務課）

藤木学校教育部主幹

今年度の児童・生徒及び学級数推計がまとまった。昨年度までは、教育委員会会議において報告していなかったが、習志野市の今後の児童・生徒及び学級数について、現在教育委員会事務局で把握している今後の推移を教育委員の皆様にもご承知いただきたく報告するものである。

初めに、表の見方、算出方法、児童数増加に伴う対応及び地域的な傾向について説明する。表の見方に関し、市内小・中学校別と小学校・中学校の合計について、平成26年度は5月1日現在の学校基本調査の結果であり、平成27年度から平成32年度までについては推計である。グラフに関し、全小学校及び中学校の合計について、平成15年度から今年度までの実数の推移と、来年度から平成32年度までの推計を表している。

次に、推計の算出方法の概要について、その年度の住民基本台帳のデータから算出した各小学校区・中学校区に住む年齢別人口をベースとして、戸建て住宅やマンションの開発業者からの届け出から分かる社会増を加味して算出している。また、基本的に通学区域の弾力化に伴う児童・生徒数の増加については加味していないが、東習志野小学校区については、大規模マンションの開発により行った通学区域の弾力化による影響を反映して推計を算出していること、谷津小学校、向山小学校、谷津南小学校及び第一中学校の推計については、平成25年度に実施した専門業者への業務委託の結果を用いていることをお伝えする。

なお、この推計は通常学級の増減を捉えるものであるため、特別支援学級については、推計していない。そのため、今年度と同じ数値を平成32年度まで用いている。ただし、津田沼小学校及び香澄小学校については、今年度の5月1日以降に特別支援学級が1学級増えたので、その実態を反映させている。

最後に、地域的な傾向について、今年度、市内で最も生徒数が多いのは第二中学校で915人だが、学区の大久保小学校及び大久保東小学校の児童数がすでに減少傾向にあり、第二中学校も10年後には現在の3分の2程度になる見込みである。また、第七中学校の生徒数の減少は今後も続く見込みで、平成の初めに25学級を超えていた生徒数は今後、

ピーク時の半数以下になる見込みである。逆に、奏の杜の開発が進む第一中学校、大規模マンション開発が進む第四中学校では、今後10年間は増加傾向が続く見込みである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

### 報告事項（3）「習志野」の地域の未来を考えるプロジェクト～大久保地区公共施設再生事業～に関する経過説明について （社会教育課）

吉川学校教育部・生涯学習部参事

本事業は、昨年度取りまとめた、大久保地区公共施設再生計画の素案をたたき台として、本年度、市民の声を反映するためのワークショップの開催やアンケートの実施等を行いながら、本年度中に基本構想をまとめようとするものである。この事業については、「習志野」の地域の未来を考えるプロジェクトと名付け、現在、推進しているところである。

習志野市が公共施設再生計画のモデル事業として取り組んでいる「大久保地区公共施設再生事業」を検討するにあたり、国土交通省の調査費補助に応募したところ、本市の事業の方向性や調査・検討内容が、国の政策の方向性と合致したことから、1千100万円の補助金を活用できることとなった。この補助金を活用して、現在事業を進めているところである。

具体的な事業の内容について、大久保地区公共施設再生事業は、京成大久保駅周辺の大久保図書館、大久保公民館・市民会館、藤崎図書館、屋敷公民館、生涯学習地区センターゆうゆう館、あづまこども会館、勤労会館の機能を集約し、中央公園と一体的に再生することで、周辺のまちづくりと連携した地域の価値を高めるエリアづくりを目指す、これからの習志野市のまちづくりにとって大切な事業である。本年度は、中央公園とその周辺の公共施設の再生に関して、市民の皆様と協働で基本構想をまとめる。基本構想をまとめるにあたっては、先述の補助金を活用し、委託先のUDS株式会社と協力しつつ、ワークショップを開催するなど、関係者の皆様の様々なアイディアや思いなどを活発に発表していただき、魅力あふれる夢のある基本構想をまとめていきたいと考えている。

事業の取り組み状況について、補助金を活用し、10月から本格的な作業を開始した。

実施済みの内容としては、スタートアップとして、10月22日と25日に講演会を実施した。それぞれ参加者は30～40名であった。

現在実施中の内容としては、市民によるワークショップを開催している。スケジュールについては、水曜日コースと土曜日コースを設定し、各コース3回ずつである。公募と無作為抽出の市民、施設利用者、地域住民、学生、市職員をメンバーとし、各曜日とも25人程度で実施している。ワークショップの内容としては、1回目が公民館、2回目が市民会館と図書館、3回目が勤労会館と公園と全体のまとめである。また、ワークショップでの議論を踏まえて基本構想の検討を行うにあたり、専門的な観点から検討、協議を行うために、委託事業の中で、専門的な知見を持つ委員による協議会を設置する。

今後の予定について、ワークショップでの議論や協議会での検討を踏まえてたたき台を作成し、無作為抽出の市民によるアンケートを12月中に実施する予定である。その

結果を踏まえ、平成27年1月14日に大久保地区公共施設再生基本構想（案）に関して、ワークショップの報告及び基本構想（案）について報告会を開催する。現在、ワークショップの参加者はワークショップに積極的に参加しており、ワークショップ参加者の中から代表者にこの報告会で報告をしていただきたいと考えている。このワークショップで出た意見も踏まえて大久保地区公共施設再生基本構想（案）をまとめ、年度末にはパブリックコメントを実施し、大久保地区公共施設再生基本構想をまとめる予定である。本年度作成する基本構想に基づき、基本計画、基本設計・実施設計、建設工事と作業を進め、平成31年度末までの完成を目指している。なお、事業方法はまだ確定していないが、市民からのニーズを具体化するためには、市の財政投入の限りもあるので、事業方法としてPFIやPPPといった官民連携手法を選択することも検討しているが、その場合にも、途中の手続きが異なってくるが、完成時期は変わらない、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

＜議案第61号及び報告事項（1）は非公開。

ただし、協議第1号及び協議第2号については、平成27年2月20日をもって市長から議会に提案されたため、会議録を公開とする。＞

**議案第61号 平成26年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について**  
(教育総務課)

小野寺教育総務課長

平成26年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、概要を説明

採決の結果、議案第61号は原案どおり可決された。

**協議第1号 平成27年度習志野市教育行政方針（素案）について** (教育総務課)

藤木学校教育部長

平成27年度教育行政方針は、今年度より始まった6年間の教育基本計画の2年目の単年度計画にあたるものである。この平成27年度教育行政方針の中では、基本計画に定めた4つの政策及び18の基本方針及びそれに基づいた施策・小施策の中で、平成27年度に重点的に取り組む項目を示し、広く市民の方々に公表するものである。

教育行政方針には、18の基本方針と、各方針ごとに施策、小施策、来年度重点的に取り組む項目を記載している。この中で、基本方針から小施策までは、計画の骨子として年度によって変更しないものとし、重点的に取り組む項目について、6年間の計画を見据え、年度ごとに修正していくものである。

最後に、完成までの今後の予定について、今回の協議の中で頂く意見や、予算編成の結果を受けて各課で修正し、2月初旬には集約して、2月の教育委員会会議で議決していた

だく方向で考えている、と概要を説明

梓澤委員

県立特別支援学校が、袖ヶ浦東小学校の一部を活用してできることになったが、市内の小学校の特別支援学級との連携や職員の人事交流、県立特別支援学校の児童と袖ヶ浦東小学校の児童との交流などは考えているか、と質問

藤木学校教育部主幹

ご指摘いただいた内容について、指導課と協議して検討していく、と回答

梓澤委員

教育行政方針の中には是非入れてほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

## 協議第2号 平成27年度教育費当初予算案について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

協議第2号は、平成27年度予算編成にあたり、新規に取り組む事業等について協議をするものである。平成27年度における教育行政方針(素案)に基づいて、具体的に取り組む新規事業等を記載し、その事業の内容等について取りまとめを行った。

教育行政方針とは、教育委員会が新年度の教育行政の執行にあたって、教育行政運営の基本的な考え方や主要な施策等について示すものである。具体的には、平成26年度から平成31年度までの教育基本計画の年次計画に相当し、平成27年度の重点施策を示すものである。先ほどご要望のあった、県立特別支援学校については、県が計画するものであるので、本市の教育行政方針の中でどのように表記するのかについては、特別支援教育の充実という項目の中で考えていく予定であるをご理解いただきたい。

それではまず、平成27年度の予算編成方針について説明する。予算編成の基本方針として、平成27年度は基本構想に掲げた本市の将来都市像である、「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」の実現に向けて、前期基本計画に基づき7つの重点事項が示され、教育委員会を含めて全庁的に、これに則り予算編成に取り組むこととなるものである。「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」のほか、「子どもが健やかに育つ環境整備の推進」や「公共施設再生計画に基づく、公共施設再生の推進」などが、挙げられている。予算作成にあたっては、総括的事項として、扶助費を除く経常的経費は「庁内分権型予算」による配当方式、臨時的経費や政策的経費、扶助費は要求に基づく一件査定方式により、予算編成に取り組むこととしている。

予算編成のスケジュールについては、市長より示された予算編成に基づき予算を作成し、この編成過程について、本日の教育委員会会議11月定例会の中で、平成27年度予算編成にあたり、新規に取り組む事業等について協議をさせていただき、教育費当初予算案として取りまとめを行い、教育委員会会議12月定例会では、市長に申し入れを行うための議案として提案し、平成27年度教育費当初予算案として確定したものについて、翌年、教育委員会会議2月定例会の中で報告する予定である。

教育委員会における予算編成の考え方について、平成27年度の重点目標、めざすべき

成果として、本市教育基本計画では、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標に掲げていることから、学校、家庭、地域社会が連携して、子どもたちに変化の激しい社会を生き抜くための知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけるとともに、幼児から高齢者までのすべての市民がいきいきと充実した学習活動に取り組める生涯学習社会の構築を目標とする。

次に、目標を達成するための方針については、本市教育基本計画に位置付けられた、4つの政策と18の基本方針に基づき、事業を展開していく。その内容について、1つ目の政策は、「未来をひらく教育の推進」であり、幼児教育の向上では、2つの基本方針を、学校教育の向上では、4つの基本方針を、2つ目の政策は、「生涯にわたる学びの推進」であり、5つの基本方針に基づき、3つ目の政策は、「学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進」であり、3つの基本方針に基づき、4つ目の政策は、「教育環境・学習条件の整備」であり、4つの基本方針に基づき、即ち、これら4つの政策と18の基本方針が、目標を達成するための事業展開の方針となるものである。

具体的に取り組む主要事業については、1つ目の政策の「未来をひらく教育の推進」として、基本方針のひとつ、「生きる力の基礎を育む幼児教育の向上」では、子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設に移行する幼稚園等に通う児童への給付をするため、幼稚園等給付費等助成事業の特定教育・保育施設給付費（幼稚園）に取り組む。

基本方針のひとつ、「子育て・子育て支援の充実」では、子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業である幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園へ補助するため、幼稚園等給付費等助成事業、いわゆる、幼稚園型一時預かり事業に取り組む。

基本方針のひとつ、「信頼を築く習志野教育の進展」では、いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組み、特別支援教育の一層の充実に向けた取り組み、共感的理解に根差した心の通う児童・生徒指導の推進を図る。具体的には、学校問題対応対策事業として、学校で発生する事故・トラブルやいじめ問題に対応する第三者委員会としての役割をもつ委員会の立ち上げに取り組む。特別支援教育推進事業では、向山小学校に知的障がい特別支援学級を平成28年度開設に向けて取り組む。児童・生徒教育相談推進事業では、中学校7校、小学校2校に加えて、新たに小学校1校に教育相談員の配置に取り組む。

基本方針のひとつ、「子どもを未来につなげる教育の展開」、バス通学児童支援事業として、谷津南小学校への通学手段として、新たにバス通学を導入する。平成42年3月31日までの間、通学区域の暫定措置として、谷津小学校から谷津南小学校に通学指定校が変更となる児童に、バス運賃を助成するとともに、児童の見守りの観点からバス車内等の安全整理員を確保していく。

次に、2つ目の政策の「生涯にわたる学びの推進」として、基本方針のひとつ、「文化財の保存と活用」では、郷土の歴史を学習できる文化財を保存する。特に、27年度では26年度に引き続き、東日本大震災で被害を受けた、旧鵜田家住宅の災害復旧事業に取り組む。

基本方針のひとつ、「青少年健全育成の推進」では、地域で子どもを育てる環境づくりの推進として、放課後児童会の運営の充実を図っていく。東習志野・実籾・秋津小学校の余裕教室を活用し、プレイルーム等の施設整備のほか、放課後子ども教室の実施に伴い、新たに、この協議のための組織の立ち上げを検討する。

政策のひとつ、「教育環境・学習条件の整備」について、基本方針の中で、「安全で潤いのある学校環境の整備」として、安全・安心・快適な学校環境の整備に向け、学校と連携を図りながら取り組んでいく。具体的には、小学校及び中学校施設改善整備事業として、

屋内運動場の非構造部材の耐震化に取り組む。小学校及び中学校大規模改造事業では、大久保東・袖ヶ浦西小学校の大規模改造工事に取り組むほか、平成28年度に工事を計画している、東習志野小学校及び第四中学校の大規模改造工事のための設計に取り組む。このほか、小学校及び中学校の音楽室への空調設備の設置に取り組む。さらに、谷津小学校の児童増加に対応するため、普通教室や特別教室、保健室を有する一時校舎を設置するほか、老朽化した既存校舎・体育館の改築に向けて、3か年継続事業で基本設計・実施設計に取り組む。加えて、平成26年度に引き続き、第二中学校体育館の基本設計及び実施設計を、高等学校施設整備事業や高等学校耐震化事業では、習志野高校のグラウンドの人工芝化、特別教室棟の耐震補強工事に取り組む。また、給食センター建替事業として、老朽化する学校給食センターについて、平成30年9月稼働を目指し、建て替えを計画する。これは、平成26年度から引き続いて事業実施を行うものである。

基本方針のひとつ、「持続可能な社会教育施設の整備」では、習志野文化ホールの管理運営について、新たに、指定管理者制度を導入する。あわせて、習志野文化ホールの大規模改修工事に取り組むための設計を実施する。(仮称)教育施設再生事業では、総合教育センターのプラネタリウム館を新たな機能を有する研究施設として改修するための基本・実施設計を行う。公民館の管理運営に係る事業では、新たに、実花公民館で放課後子ども教室の実施を予定するとともに、新習志野公民館の管理運営に、指定管理者制度を導入する。

基本方針のひとつ、「教育行政の効率的・効果的展開」では、学齢簿システムや学校給食管理システムを新たに導入することを検討する。市民の利便性を図るとともに、効率的な行政運営を行っていく。

最後に、平成26年度に引き続いて、震災・減災対策への取り組みとして、学校プールや学校給食の食材について、放射性物質検査を行う。

以上が、教育費当初予算案の中で新規に取り組む事業等についてである、と概要を説明

梓澤委員

給食センターの建替え事業について、平成26年度から引き続き実施するという説明があったが、平成26年度には何を実施したのか確認したい。また平成27年度には具体的なことを計画し、予算に計上するのか、と質問

妹川学校教育部主幹

平成26年度については、コンサルタントに業務依頼をして、まずPFIの導入が可能か、また、それに伴い、財政効果があるのかを調査した。併せて、給食センターの実施方針として、どのような要求水準で建替えをするのかを検討してきた。平成27年度についても引き続きコンサルタント業者に依頼をして、さらに具体的に給食センターの実施方針、要求水準書等を作成し、PFIで行うことに決定したならば、事業者を決定するまでの準備を進めていく、と回答

梓澤委員

PFI方式で建替えることが決定しているのか。他の方法と比較して検討したのか、と質問

妹川学校教育部主幹

まだPFI方式と決定したわけではない。今年度、PFI方式が良いのか、他の方法と

しては、どのような手法があるのかを検討しているところである、と回答

梓澤委員

「債務負担行為」という言葉の意味について教えていただきたい、と質問

妹川学校教育部主幹

「債務負担行為」とは、地方自治法に定められているものであり、将来にわたる債務を負担する場合には、地方自治体は、債務負担行為を定めなければならないと謳われている。地方自治体の予算編成というものは、単年度予算ということになっている。もしPFI方式で行った場合には、設計や建設工事、給食センターの運営を含めて、概ね15年間程度の事業規模となる。その15年間の事業費を債務負担行為として予算を確保する、という意味合いである、と回答

貞廣委員

「庁内分権型予算」による配当方式と一件査定方式とがあるという説明があったが、今回示された事業のうちのどれが一件査定方式にあたるものか、と質問

小野寺教育総務課長

今回示したものの全てが基本的に臨時的経費として財政課に要求していくものと考えている。これがまさしく一件査定方式にあたるものであり、費用対効果のほどをきちんと説明をして、予算確保に努めていく必要があると考えている。経常的経費は、一般的には消耗品費や委託料等、次年度以降も継続して費用を伴うものを指す。この部分については、配当方式である。配当方式では、事業等の見直しを行いながら、与えられた配当額の中で予算を編成していくことになる。平成27年度予算については、平成26年度をベースとして、同額程度の予算が配当されている。これと合わせて、今後予算を組み立てていき、12月定例会で予算案として提案したい、と回答

貞廣委員

学校給食費収納管理システムについて、以前、学校の先生方が現金を扱うことがないようにしていただきたいと要望したことを反映していただき、感謝している。ぜひともこの事業の予算を獲得していただきたい。この収納管理システムについて、給食費に係る学校事務の軽減として年間2242時間削減とあるが、どのような基準で、どのように算出したものか、と質問

妹川学校教育部主幹

市内の小中学校に調査依頼をし、現在給食費に係る事務に要している時間数とシステムを導入した場合に事務に要すると見込まれる時間数との差である。

貞廣委員

1校あたり2242時間削減されるということか、と質問

妹川学校教育部主幹

全校での合計が年間2242時間である。1校当たりでは、年間108時間の削減であ

る、と回答

梓澤委員

音楽室の空調設備の新設について、児童・生徒の健康管理はもとより、義務教育における学校間の格差の解消のために早急に設置してほしい。しかしながら、習志野市の現在の財政状況を考えると、空調設備実施の予算を全て獲得することは難しいと思う。要求の一部または全部が認められなかった場合の優先順位は、どのように考えているか、と質問

小野寺教育総務課長

音楽室への空調設備設置の考え方について、まずは小学校に設置し、今後中学校に設置するという考え方を持っていた。今年度の予算の中で、平成27年度に小学校に空調設備を設置するための設計を行った。それに伴い、小学校は、13校全ての音楽室に設置をする予定である。中学校は、当初、小学校へ設置後という予定であったが、空調設備設置に関する請願が議会に提出された。請願に法的拘束力はないが、市議会において採択されたということは、教育委員会としても大変重く受け止めるべきであろうと考えており、夏休み前を目途に、簡易的な対応も含め、空調設備を設置していきたいと考えている。従って、空調設備が未設置の、小学校13校と中学校5校へ設置できるよう、予算確保に努めたい、と回答

梓澤委員

学校間格差はなくしていただきたい。リースのエアコンを導入する等、経費を削減する方法もあるので検討していただきたい、と要望

古本委員

近隣市では普通教室にもエアコンが設置されていると思うが、本市でも今後しっかりと予算を取って普通教室にも空調設備を設置していく予定はあるか、と質問

小野寺教育総務課長

近隣自治体では、普通教室も含め空調設備を設置している自治体があるということは認識している。しかしながら習志野市においては、平成26年度末をもって耐震化工事が完了するが、学校施設の老朽化対策やトイレ改修のための大規模改修等、他にもやらなければならないことがあり、すぐに普通教室にも空調設備を設置するという事は難しい、と回答

古本委員

温暖化が進む中、授業中に児童・生徒が熱中症で倒れるなど、何かあってから予算計上等の対応をしようというのは遅いと思うので、早急に対応してほしい、と要望

小野寺教育総務課長

熱中症対策については、扇風機の設置や教室内に温度計を設置するなど、対応しているところである、と回答

梓澤委員

放課後児童会について、児童会室分割とプレイルーム整備とは何が違うのか、と質問

浅野目青少年課長

児童会室分割は今ある児童会室を2つに分けて2つの児童会にするものである。プレイルーム整備は、児童会専用の部屋を確保し、1つの児童会のままで多くの児童を受け入れようとするものである、と回答

梓澤委員

指導員の配置の考え方及び施設整備の基準・根拠を伺いたい、と質問

浅野目青少年課長

施設整備の根拠については、本市では、継続的に児童数が60人を超えている児童会については分割している。平成27年4月の法改正を受け、集団を40人毎に分けるようになる。国の基準では、40人の集団に対し2名の職員を配置し、そのうち必ず1人は有資格者である支援員でなければならない。本市でも、この基準に合わせて進めているところであるが、これまでも児童数が26人を超えると職員を3人配置しており、国の基準以上の職員配置となっており、新年度からも同様に進めていきたいと考えている、と回答

梓澤委員

指導員が不足していると聞いたが、現状はいかがか、と質問

浅野目青少年課長

指導員が不足しているという現状があるので、指導員と補助職員とを融合して運営しているところである。今後も指導員確保に努めていく、と回答

梓澤委員

上学年の受入を行うのはどの児童会が対象で、規模はどの程度か。また、放課後児童会の受入体制について、今後、施設をどのように改善していかなければならないと考えているか、と質問

浅野目課長

平成27年4月の法改正の中で、上学年も放課後児童会の対象となることから、上学年の受入もしなければならなくなる。子ども・子育て支援事業計画の中で、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画をつくり、希望する利用ニーズについては5年後までには全てを受け入れる体制を整えなければならない。5年後を見据えた計画づくりということで、平成31年度までには全員受け入れられるよう、平成27年度から整備していく。平成27年度は、プレイルームを確保することで東習志野児童会及び実籾児童会と、分割する秋津児童会も高学年受入が可能となる予定である。これら3つの児童会については、プレイルームの整備と児童会室の分割によって部屋を確保し、部屋の拡張と分割によって、受入可能児童数の拡大を図ろうとするものである。平成27年度当初から高学年まで全員受け入れることは不可能であるが、年次計画の中で、5年後の平成31年度までには、6年生までの希望する児童は全て受け入れるという計画で施設整備を進めていく。利用数の

見込みについては、現在市内の幼稚園や保育所に通っている、来年度に小学1年生になる子どもを持つ家庭と、現在放課後児童会に入会している、来年度小学2、3年生になる子どもを持つ家庭に希望調査をとり、それをもとに推計した結果に基づいて来年度の予算を組んでいるが、向山児童会が上学年までの全員受入が難しいと見込んでいる。なお、利用を希望する児童は全員受け入れなければならない下学年を優先して運営することとし、定員に余裕のある児童会から順次上学年についても児童を受け入れることとしている、と回答

梓澤委員

放課後児童会については、しっかりと対応してもらいたい。

また、サポート教員事業について、「課題のある学校にあって、学力向上を目的とした」とあり、小学校7校と中学校2校で課題があり、サポート教員を配置したいというように読み取れるが、具体的にどのような問題があるのか伺いたい。現状の職員体制では解決できないのか伺いたい、と質問

小熊学校教育部副参事

県費による教員の加配があるが、それでもまだ不足している。学校の規模に応じて、県費による加配教員や増置教員の配置もあるが、ルールの中で職員定数は決まっている。また小規模校では中々そういった教員の配置はできないので、その解消の意味合いもある。各学校が特色ある教育活動を展開していく中で、サポート教員がどうしても必要となった時に対応できるよう予算に計上したものであり、小学校で7人、中学校で2人が不足しているということではなく、まずはこの程度の人数を配置したいということである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

**報告事項（1）平成26年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について**  
**（教育総務課）**

小野寺教育総務課長

平成26年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について、概要を説明

報告事項（1）は了承された。

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第11回定例会の閉会を宣言